

【資料紹介】

平成十九年度

森林管理局移管文書

小宮山 敏 和

はじめに

古来より、日本列島に住まう人々は、森林から多くの恩恵をうける一方で、森林を恐れ崇めてきた。森は、木材や炭、果実など、物質的な供給源である一方で、神やもののけなども遭遇する、畏怖の対象となる自然世界（精神世界）との接点としても位置付けられてきた。現在でも、鎮守の森として、神社等に付随する森を守り、そこに何かしらの神秘性を感じる点などは、日本人と森林との精神的な繋がりを示していると言えるよう。

国土の約三分の二を森林が占め、歴史的に森林との深い結びつきの中で文化を形成してきた我が国にとって、歴史や文化的事象を語る上で森林は欠かせない存在である。また、昨今の環境意識の高まりに伴って、環境保全の面からも森林が重要な役割を担っているという意識は、今や国民全体の共通認識となっている。

そのような中、平成十九年度移管計画に基づいて、各地の森林管理局が所蔵していた資料を中心に、合計一七五六一点にも及ぶ文書が当館に移管された²⁾。この森林管理局からの移管資料は、林業の現場を担う部局であるということもあり、現地において実際に森林管理を行っていく上で必要とされ、作成された資料である。さらに、江戸時代の旧幕領・藩領時代から

の林野管理資料も数多く引き継いでいる点も注目される点である。

小稿では、合計して一七五六一点にも及ぶ本資料群を逐一詳述していくことは、筆者の力量、紙幅の関係等も含めて適わないため、資料群の全体的な傾向を提示することで、本資料群の紹介としたい。

1. 移管までの経緯

a. 筑波大学・徳川林政史研究所の科研費調査の概要

森林管理局所蔵資料の本格的な調査は、筑波大学大学院生命環境科学研究科の加藤衛弘教授と徳川林政史研究所主任研究員太田尚宏氏を中心とするグループによって、文部科学省の科学研究費補助金「特定奨励費」等の交付を受け、平成十四年度より始められた³⁾。平成十五年度より、北海道を除く全国の森林管理局について資料⁴⁾の所在調査を開始し、中でも統廃合により資料散逸の危険性が高い東北森林管理局本局（秋田）と同青森分局（現青森事務所）、中部森林管理局本局（長野）と同名古屋分局（現名古屋事務所）から作業に着手した。調査は、主として江戸時代から林政統一（昭和二十四年）までの文書を対象とし、一点ごとに資料を整理して目録データを採取する方法を採っている。その結果、東北本局で約四〇〇〇件、同分局で約四四四〇件、中部本局で約二六〇〇件、同分局で約六〇〇〇件の資料を整理したとされるが、後述のように、同調査で確認された資料が全

て移管されているわけではない。

なお、この筑波大学と徳川林政史研究所の共同調査は、平成十九年四月七日付日本経済新聞朝刊文化欄に「地域史の知られざる記録 国有林資料廃棄の恐れ」（松岡資明氏執筆）として、その活動が紹介された。⁵この記事は、直後に開催された日本学術会議第一五〇回総会で取り上げられ、また、四月二十四日に衆議院議員滝実氏が質問主意書を提出し、政府より森林管理局資料の保存、国立公文書館への移管の意向が回答されるなど、多方面において反響を及ぼした。本資料群については、その後も新聞報道が継続的になされている。

b. 共同調査時の調査方法

ここで参考までに、科研での共同調査時に行われた資料整理方法等について紹介しておきたい。これは本資料中には、共同調査時の整理作業によって付与された番号や付箋等が残されている資料があること、また、当館に移管される以前に、既に調査時の整理番号等に基づいて研究がなされているものもあり、先行研究での使用資料と当館所蔵資料との関係を考える上でも、重要な情報であると考えられるからである。

東北森林管理局調査⁶

まず当管理局のうち、旧秋田営林局関係では、既にある程度分類がなされていた。その分類を活かす形で、六つの大分類に分けた上、通し番号を付して目録採取を行っている。また、「筑波大学農村史研究会」銘の入った中性紙封筒にて保存された。なお、当館では、この中性紙封筒を利用し、封筒の右下に当館のラベルを貼る形で対応している。

次に旧青森営林局関係であるが、大きく二つの資料群からなり、第一の資料群は、科研調査において整理されている。こちらも大部分は既に整理され番号を付されていたもので、既整理を活かす形で六つの分類に分け整

理が行われた。一方、第二の資料群は、訪問した際に廃棄を予定されていたもので、緊急的に青森県史編さんグループによって整理された。こちらは五つの分類に分けられ、一部は『青森県史資料編 近現代四』に採録されている。

九州森林管理局調査⁷

九州森林管理局調査では、森林管理局に備え付けられていたスチール棚に付与されていた既存の番号を利用し、整理番号を付与している。具体的には、段ごとに上から、「天」「1」「2」「3」のように付与し、例えば「1 天 2」の場合には、書棚の面番号が「1」、段番号が「天」、資料の個別番号が「2」と表していることになる。また、番号の配列は資料の配架順である。資料一点一点に対しては、他の森林管理局調査と同様に共通仕様の目録採取カードが作成され、先端部分を折り、資料の冒頭に引っかけの形で装着している。

中部森林管理局調査⁸

同管理局のうち名古屋分局の調査は計二回行われ、合計四七九点の資料目録が作成されている。なお、同分局は平成十六年三月末日に廃止され、当該資料は長野本局に移管された。

次に、同管理局本局分について。本局資料は、約四十年前に木曾福島の営林局から移されてきたものとされる。以前の資料整理の残滓があり、「整」・「別」などのピンクラベルが張られていたが、それを基にした目録は存在しないという。よって、本局の調査では「整」・「別」の番号は活かし、未整理のものには「新」の番号を付与した。また、調査中新たに発見され別置されたものについては「補」の記号を新たに付与して整理している。

c. 農林水産省・林野庁・当館の動き

さて、筑波大学・徳川林政史研究所の共同調査、それに伴う平成十九年四月七日付の新聞報道を受け、農林水産省や林野庁、及び当館の側はどのように対応したのであろうか。当館では新聞報道の後、農林水産省・林野庁との間で、四月十三日にヒアリングを行っている。その内容からは、林野庁は共同調査の件は把握しているものの、資料の全容を掴めていないこと、実態調査を行う予定があること、また農林水産省官房文書課長より林野庁の担当課長に対して、資料廃棄の禁止が指示された旨が報告されている。さらに五月八日・同十一日の同省でのヒアリングでは、滝実衆議院議員に対する回答内容が報告されている。

その後、当館への文書移管に関して協議が行われていくが、協議の中で問題となったのが、各地の森林管理局・管理署からの移送経費の問題と作業負担の問題、移管時期の問題等であった。七月四日に行われた農林水産省・林野庁からのヒアリングでは、国有林野特別会計の負債が大きく財政状況が苦しいこと、膨大な文書を扱うことに関する現場の人的コストの問題、移管時期をずらすことは可能なのかといった点が報告されている。これに対して当館では、資料の所在情報等の具体的な調査結果を求め、当館内で検討する必要を回答した。その結果、七月十八日に農林水産省より回答がなされ、各地森林管理局・管理署における歴史資料として重要な公文書等の保管状況は、ダンボール箱換算で合計三二〇〇箱ほどあること、そのうち非現用文書と考えられる半分程度を移管するとして約百万円強の移管費用が発生する旨の試算等が回答されている。この移送経費負担の問題については、調整の結果、翌年四月までに農林水産省側が負担することで決着した。一方で、林野庁本庁からは平成十九年十月付けで、森林管理局・森林管理署が保管している国有林関係の歴史資料については、「歴史資料

として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」等の閣議決定に基づき、国立公文書館への移管を速やかに進めること、具体的には林政統一以前の昭和二十年までに作成・取得された文書の全部移管、それ以外の文書で、引き続き森林管理局等で保存する必要のある人事や服務関係文書以外の文書の国立公文書館への移管を通知し、現場での移管作業に着手した。当館では、平成二十年二月と三月に、農林水産省・林野庁と共に、それぞれ近畿中国森林管理局と関東森林管理局へヒアリング・書庫視察等に出向き、移管資料の確認や作業状況の把握、移管元機関からの意見聴取等を行い、現状に即した移管時期・方法を検討し、同年九月末日までの移管計画を決定した。なお、最終的には同年七月末に当館への移管を完了している。

2. 資料群の特徴

年代別(表一)

表一は、森林管理局文書を年代別に分けて点数を表象したものである。表一を一見してわかるとおり、資料群全体の中心をなしているのは明治期のものと昭和期のものである。また、江戸時代のものに関しては、東北森林管理局移管分が突出している。なお、四国森林管理局分については、筑波大学の加藤氏と徳川林政史研究所の太田氏が平成十五年六月に訪れたときには、既に歴史資料等は廃棄されたとの回答がなされていたようであるが、今回の移管計画によって江戸時代からの資料が移管されたことになる。

では、時代ごとの大まかな特徴について、少し触れておきたい。

江戸時代に関して特筆すべきは、やはり東北森林管理局移管資料であろう。質量ともに、他の管理局資料を凌駕している。目録上で確認できるも

の内容的に最も古いものは、「秋田南部御境目御論之節御証拠二罷出候書付之覚」(正徳五年(一七一五)六月三日筆写)に所収されている、元和四年(一六一八)七月十七日付梅津半右衛門宛内堀伊豆守・桜庭安房守連署状写である。このうち、梅津は秋田の佐竹家家臣、内堀・桜庭は盛岡の南部家家臣で、これは、秋田領と南部領の国境争論に関し、徳川家康側近の本多正信によって裁許された内容を守る旨、互いに証文を送り合った

表一 年代別

| 年代 | 北海道 点数 | 東北 点数 | 関東 点数 | 中部 点数 | 近畿中国 点数 | 四国 点数 | 九州 点数 | 点数合計 |
|------------|-----------|----------|----------|----------|------------|----------|----------|-------|
| 江戸 | 0 | 583 | 0 | 38 | 0 | 100 | 53 | 774 |
| 1601～1700年 | 0 | 41 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 41 |
| 1701～1800年 | 0 | 59 | 0 | 5 | 0 | 0 | 5 | 69 |
| 1801～1868年 | 0 | 377 | 0 | 21 | 0 | 34 | 42 | 480 |
| 年代不明 | 0 | 106 | 0 | 12 | 0 | 66 | 6 | 190 |
| 明治 | 20 | 2362 | 46 | 1685 | 254 | 860 | 1963 | 7190 |
| 1～10年 | 20 | 174 | 0 | 107 | 0 | 78 | 30 | 409 |
| 11～20年 | 0 | 488 | 0 | 719 | 7 | 271 | 1538 | 3023 |
| 21～30年 | 0 | 398 | 5 | 78 | 58 | 93 | 134 | 766 |
| 31～40年 | 0 | 616 | 20 | 480 | 86 | 159 | 60 | 1421 |
| 41～45年 | 0 | 433 | 19 | 88 | 64 | 43 | 32 | 679 |
| 年代不明 | 0 | 253 | 2 | 213 | 39 | 216 | 169 | 892 |
| 大正 | 94 | 695 | 83 | 564 | 101 | 261 | 213 | 2011 |
| 1～10年 | 94 | 267 | 34 | 337 | 67 | 130 | 122 | 1051 |
| 11～15年 | 0 | 241 | 36 | 172 | 25 | 81 | 74 | 629 |
| 年代不明 | 0 | 187 | 13 | 55 | 9 | 50 | 17 | 331 |
| 昭和 | 5 | 525 | 1415 | 1729 | 267 | 1580 | 316 | 5837 |
| 1～10年 | 0 | 87 | 62 | 442 | 37 | 198 | 277 | 1103 |
| 11～20年 | 0 | 136 | 255 | 598 | 26 | 240 | 5 | 1260 |
| 21～30年 | 3 | 62 | 438 | 277 | 85 | 249 | 0 | 1114 |
| 31～40年 | 0 | 74 | 261 | 157 | 40 | 225 | 3 | 760 |
| 41～50年 | 2 | 71 | 81 | 66 | 22 | 306 | 2 | 550 |
| 51～60年 | 0 | 11 | 6 | 55 | 0 | 116 | 0 | 188 |
| 61～64年 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 16 | 0 | 19 |
| 年代不明 | 0 | 84 | 310 | 133 | 57 | 230 | 29 | 843 |
| 平成 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 21 | 0 | 24 |
| 1～10年 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 18 | 0 | 21 |
| 11～20年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 年代不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| 不明 | 0 | 180 | 57 | 317 | 26 | 255 | 890 | 1725 |
| 合計 | 119 | 4345 | 1604 | 4333 | 648 | 3077 | 3435 | 17561 |

当館作成「平成19年度移管計画 森林管理局資料」目録より作成。
地名は各森林管理局を示す。

ものである。なお、本資料と同名の資料が、現在秋田県公文書館に所蔵されており、県庁保管の藩政期の簿冊類を移管した「県庁旧蔵史料」に含まれている⁽¹⁾。本書は前述のように、正徳年間に筆写されたものであるが、秋田藩では正徳・宝暦(一七五二～六四)・文化期(一八〇四～一八)の林政改革がよく知られていることから、本書も林政改革に伴う資料整理に伴って成立したものであろう。

さらに東北森林管理局分については、賀藤家文書を含む点も重要である。この賀藤家文書については、加藤衛弘氏の紹介にもあるように、秋田藩木山方吟味役として活躍した賀藤景林・景琴の遺した文書を、昭和十年(一九三五)に秋田管林局が賀藤家から購入したものである。その際の書類によれば、これらの資料が秋田藩における林政上得難き参考資料であるとともに、「執務ノ参考ト為スハ、最モ意義アルコト」との認識で購入しており、時に人の一生を超えた長期的視野に立った経営が求められる林業において、過去の記録の持つ意味を如実に示している事例と言えよう。

次に明治期以降について見ていく。まず表一の中で特徴的なのは、明治十年代に作成された文書が最も多く、次に三十年代に作成されたものが多くという傾向である。この、明治十年代が多いのは、明治十四年四月の農商務省の設置、同十五年三月の官林境界線実測及製図順序の制定、同十七年十月の官林境界調査心得の制定などともなう官林の境界調査の厳密化による影響が大きいと思われる。また、同十九年四月の大小林区署官制の発布により、施業案を作成し、計画的な林業経営に着手した⁽²⁾ということも、その後明治三十年代にかけて、文書的大量作成につながっている背景となっているのだろう。東北・中部・四国ともに、同様に十年代・三十年代に顕著な傾向を示していることは、北海道を除く全国的な傾向と見て良いのかもしれない。さらに、東北森林管理局では明治三十四年頃に集中して、明

治二十四年以前の各種古書類の綴化を行って文書整理を行っている⁽¹⁶⁾。これは業務改革の一環と考えられるが、こうした森林管理局内での業務改革の動向も見逃せない。

大正期から昭和戦前期に関しては、全体的に満遍なく資料が遺されていると言えようか。大正期の林業を取り巻く環境としては、内地国有林・御料林に関して、大正中期までに全面的な施業案（御料林は経営案）の編成が完了し、保続的経営態勢が整っていくという。また、内地国有林の人工造林事業は大正中期中以後停滞気味で、全体的に植民地開発に向かっている雰囲気があり、国内森林資源の拡充を急ぐ雰囲気はなかったと言われる⁽¹⁷⁾。実際、各森林管理局の資料群を見ても、大半は施業案、同施業案説明書、基本図、森林調査簿・施業・造林基案他、施業編成に関わる文書であり、林業経営に関する業務が安定して運営されている様子が窺われる。昭和戦前期にかけても状況的には通底しており、目録上から窺われる移管資料の傾向としても、大正期との差はそれほど感じられない。

さて、この大正末から昭和初期にかけて、農林省山林局では『日本林制史資料』編纂刊行を計画し、全国的に林制沿革に関する資料の採訪調査を行っている。これは精確な資料の調査収集によって林野制度設立のための資料とするはずであったものが、関東大震災によって悉く資料を失ったため、再度資料採訪を計画したものと⁽¹⁸⁾。今回移管された資料群の中にも、この調査事業に関する資料をみることができるし、この調査で複写されたことが確認できる資料も含まれている⁽¹⁹⁾。一方で、この調査によって確認された資料のうち、昭和四十六年段階で三分の一程度しか残存していないとの指摘もある⁽²⁰⁾。林野行政における記録類の重要性を窺わせるとともに、調査事業の実態を示す資料として興味深い。

表二 管理部局別

| 北海道森林管理局 | | 東北森林管理局 | | 関東森林管理局 | | 中部森林管理局 | | 近畿中国森林管理局 | | 四国森林管理局 | | 九州森林管理局 | |
|--------------|-----|-----------------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|-----|-----------|------|-----------|------|
| 管理担当部局 | 点数 | 管理担当部局 | 点数 | 管理担当部局 | 点数 | 管理担当部局 | 点数 | 管理担当部局 | 点数 | 管理担当部局 | 点数 | 管理担当部局 | 点数 |
| 本局 | 1 | 本局 | 1430 | 本局 | 1374 | 本局 | 4286 | 本局 | 648 | 本局 | 3076 | 本局 | 3432 |
| 帯広事務所 | 114 | 青森事務所 | 2466 | 吾妻森林管理署 | 47 | 関東森林管理局 | 47 | | | 不明 | 1 | 屋久島森林管理署 | 2 |
| 北見事務所 | 1 | 秋田森林管理署 | 9 | 塩那森林管理署 | 71 | | | | | | | 不明 | 1 |
| 函館事務所 | 1 | 岩手南部森林管理署 | 7 | 群馬森林管理署 | 40 | | | | | | | | |
| 網走南部森林管理署 | 1 | 置賜森林管理署 | 21 | 伊豆森林管理署 | 2 | | | | | | | | |
| 空知森林管理署北空知支署 | 1 | 米代東部森林管理署上小阿仁支署 | 9 | 上越森林管理署 | 34 | | | | | | | | |
| | | 盛岡森林管理署 | 276 | 日光森林管理署 | 36 | | | | | | | | |
| | | 由利森林管理署 | 12 | | | | | | | | | | |
| | | 青森森林管理署 | 16 | | | | | | | | | | |
| | | 岩手南部森林管理署遠野支署 | 41 | | | | | | | | | | |
| | | 山形森林管理署 | 42 | | | | | | | | | | |
| | | 三陸北部森林管理署久慈支署 | 15 | | | | | | | | | | |
| | | 不明 | 1 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 119 | 合計 | 4345 | 合計 | 1604 | 合計 | 4333 | 合計 | 648 | 合計 | 3077 | 合計 | 3435 |
| 事務所数 | 4 | 事務所数 | 1 | 事務所数 | 1 | 事務所数 | 1 | 事務所数 | 0 | 事務所数 | 0 | 事務所数 | 0 |
| 管理署数(含支署) | 24 | 管理署数(含支署) | 24 | 管理署数(含支署) | 20 | 管理署数(含支署) | 10 | 管理署数(含支署) | 11 | 管理署数(含支署) | 6 | 管理署数(含支署) | 17 |
| 管理事務所数 | 0 | 管理事務所数 | 0 | 管理事務所数 | 3 | 管理事務所数 | 1 | 管理事務所数 | 3 | 管理事務所数 | 1 | 管理事務所数 | 0 |

当館作成「平成19年度移管計画 森林管理局資料」目録より作成。
下段の事務所数・管理署数・管理事務所数は、当該管理局管内での全数を示す。

文書移管元別(表二)

次に、本資料群の移管元(直前の管理元)別の傾向を見ていこう。表二によれば、基本的には、本局のものを中心にしており、その他の森林管理署等からの移管は少ない。それぞれの管理局の下での事務所・管理署等、管理局以下のレベルでどのくらいの移管がなされているかがよくわかるのではないだろうか。また、北海道と東北については森林管理局以外にも、同支所、管理事務所等の移管文書数が多い。これは、東北に関して言えば、もともと青森・盛岡にも営林局が置かれ、それぞれ森林管理の中心であったので所蔵史料が多く移管数も多いのである。一方で、中部・近畿中国・四国については、森林管理署等からの移管はない。森林管理局や管理署の統廃合の際に、文書の移転も進んでいたとも考えられるが、森林管理署等からの文書移管は今後の課題と言えるだろう。

文書作成部局別(表三)

最後に、本資料群の作成元別に見ていく。表三は作成部局ごとにまとめたものである。

さて、表三によれば、それぞれの森林管理局でその特徴が如実に異なっている。例えば、東北森林管理局や中部森林管理局では、現在の森林管理局に繋がる大林区署・営林局作成の資料が多い。一方で、関東森林管理局では、各森林管理署に繋がる小林区署・営林署作成の資料の方が多くなっている。さらに、近畿中国森林管理局や四国森林管理局では、管理局・管理署とも同程度となっており、九州森林管理局に至っては、地方自治体関係作成の資料が最も多くなっている。これらの資料は、表二の結果を合わせて考えると、基本的には森林管理局で作成されたか、作成部局から森林管理局に対して提出等されたものが中心であると考えられるが、それぞれの森林管理局がどのようにして所蔵資料を形成してきたかが垣間見ら

表三 作成部局別

| 北海道森林管理局 | 東北森林管理局 | | 関東森林管理局 | | 中部森林管理局 | | 近畿中国森林管理局 | | 四国森林管理局 | | 九州森林管理局 | | |
|--------------|---------|-------------------|----------|-------------------|----------|-------------------|------------|-------------------|---------|-------------------|---------|-------------------|------|
| 作成部局 | 点数 | 作成部局 | 点数 | 作成部局 | 点数 | 作成部局 | 点数 | 作成部局 | 点数 | 作成部局 | 点数 | 作成部局 | 点数 |
| 本局 | 1 | 森林管理局関係(大林区署・営林局) | 2413(53) | 森林管理局関係(大林区署・営林局) | 400(49) | 森林管理局関係(大林区署・営林局) | 2474(1680) | 森林管理局関係(大林区署・営林局) | 262 | 森林管理局関係(大林区署・営林局) | 1117 | 森林管理局関係(大林区署・営林局) | 608 |
| 北見事務所 | 1 | 森林管理署関係(小林区署・営林署) | 644(9) | 森林管理署関係(小林区署・営林署) | 1168(59) | 森林管理署関係(小林区署・営林署) | 934(256) | 森林管理署関係(小林区署・営林署) | 366 | 森林管理署関係(小林区署・営林署) | 1026 | 森林管理署関係(小林区署・営林署) | 67 |
| 函館事務所 | 1 | 地方自治体関係 | 228 | 地方自治体関係 | 1 | 地方自治体関係 | 73 | 地方自治体関係 | 0 | 地方自治体関係 | 181 | 地方自治体関係 | 1309 |
| 網走南部森林管理署 | 1 | 国関係 | 148(11) | 国関係 | 9(7) | 国関係 | 207(123) | 国関係 | 1 | 国関係 | 106 | 国関係 | 6 |
| 空知森林管理署北空知支署 | 1 | 個人 | 327 | 個人 | 2 | 個人 | 3 | 個人 | 0 | 個人 | 23 | 個人 | 11 |
| 作成者記載なし | 114 | その他 | 90 | その他 | 3 | その他 | 27 | その他 | 0 | その他 | 19 | その他 | 0 |
| | | 作成者記載なし | 495 | 作成者記載なし | 21 | 作成者記載なし | 615 | 作成者記載なし | 19 | 作成者記載なし | 605 | 作成者記載なし | 1434 |
| 合計 | 119 | 合計 | 4345 | 合計 | 1604 | 合計 | 4333 | 合計 | 648 | 合計 | 3077 | 合計 | 3435 |

当館作成「平成19年度移管計画 森林管理局資料」目録より作成
 北海道森林管理局移管分については、件数が少ないので、各作成部局名まで示した。
 ()で示したものは、内数で、宮内省御料局(帝室林野局他)で作成された資料数を示す。
 森林管理局関係とあるものは、森林管理局の前身である営林局・大林区署等で作成されたものも含む。
 森林管理署関係とあるものは、森林管理署の前身である営林署・小林区署等で作成されたものも含む。
 地方自治体関係とあるものは、作成者が都道府県・市町村及びその首長・職員等であるものとした。
 国関係とあるものは、作成者が国の機関・部局で地方機関ではないもの、またはその職員の作成したものとした。
 個人とあるものは、作成者が個人名であるもの、或いは自治体の職員等として名前を記していないと判断したもの。
 その他は、作成者情報からは判断がつかないもの。
 作成者記載なしは、作成者情報がないもの。

れて興味深い。ただし、作成者の記載がないものの多数あるので留意する必要がある。また、森林管理局側で作成し、管理署宛に通達等している文書も存在するはずであるので、今後は管理署所蔵の文書も考えていく必要がある。

なお、今回は宮内省御料局や帝室林野局等の作成資料等に関しては触れることができなかった。この点についても今後の課題としたい。

おわりに

小稿では、資料紹介という性格上、あまり内容に踏み込むことはせずに、全体的な傾向を提示できるように努めた。また、当館移管以前になされた、先行する資料調査や研究論文等と当該資料の関係性についても触れることではなかったと考えている。当館では移管後に当館独自の整理番号を付与するため、従来からの整理番号やそれに基づく目録等が活用しにくくなる不都合があるが、その点の克服も今後考えていかなければならない課題であろう。

冒頭でも述べたように、林業分野の持つ、その研究の重要性にもかかわらず、農業に比して研究が遅れている。しかし、今回当館に移管された各地の森林管理局所蔵資料は、質・量ともに秀逸な資料が多く、遅れていた林政・林業研究の一層の進展に多くの期待が持てる資料である。また、林業分野にとどまらず、地域史や経済(史)・環境(史)など、多様な分野でも大いに活用されることが期待される。

本稿によって、多くの方々が本資料群に関心を持ち、より一層、本資料を活用していただければ幸いである。

註

(1) 森林管理局は、林野庁の地方支部局であり、全国を北海道・東北・関東・中部・近畿中国・四国・九州の七つの地域に分けて管轄し、国有林野等の管理経営を担っている部局である。森林管理局・森林管理署の歴史は古く、明治十九年(一八八六)の大小林区署官制の成立までさかのぼり、農商務省の管轄下、全国を二の大林区、一二七の小林区に分けて管理した(北海道は内務省管轄)。この後、皇室御料林の宮内省管轄への移管(明治二十二年)、大正十三年(一九二四)の営林局署官制公布に伴う営林局・営林署体制への再編などを経て、昭和二十二年(一九四七)に農林・宮内・内務各省所管の林野行政が農林省林野局(昭和二十四年に林野庁)の所管に統合(林政統一)され、さらに、平成十一年(一九九九)、従来の営林局・営林署が森林管理局・森林管理署へと再編成され、現在に至っている。

(2) 現在、当館つくば分館に所蔵されている。閲覧利用する場合には、つくば分館にて閲覧申請等の手続きをする必要がある。

(3) 研究代表加藤衛拓「東北中山間地域の歴史的展開に関する基礎的研究 森林管理局・森林管理署所蔵史料の把握を中心として」『科学研究費補助金(基盤研究B) 研究成果報告書、二〇〇七。太田尚宏「中部森林管理局所蔵史料調査の記録」『徳川林政史研究所研究紀要』(以下「林政史紀要」と略)四〇、二〇〇六。同「調査報告 九州森林管理局所蔵史料調査の記録(一)」『林政史紀要』四一、二〇〇七。同「国有林史料の保存と活用」にむけて 全国森林管理局所蔵史料調査の全記録」『林政史紀要』四二、二〇〇八。他。以下、調査概要については、両氏の調査報告によっている。

(4) 参考文献では「史料」と表記しているものもあるが、本稿では「資料」で統一した。

(5) 詳細については、徳川林政史研究所HP (<http://www.tokugawa.or.jp/institi>)

tute) 参照

- (6) 前掲、加藤衛拓『東北中山間地域の歴史的展開に関する基礎的研究』
- (7) 前掲、太田尚宏「調査報告 九州森林管理局所蔵史料調査の記録(一)」
- (8) 前掲、太田尚宏「中部森林管理局所蔵史料調査の記録」
- (9) 加藤衛拓「国有林史料の保存経緯と所在調査」『林政史紀要』四二二(二〇〇八)。
- (10) 請求番号平一九農水一〇五九二(以下、平)農水とあるものは請求番号を示す)
- (11) 秋田県公文書館所蔵、正徳四年作成、整理番号：県A 四
- (12) 秋田市編『秋田市史 第三巻』秋田市、二〇〇三。
- (13) 加藤衛拓「秋田藩木山方吟味役・賀藤景林家文書の発見 東北森林管理局の史料調査から」長谷川成一監修・浪川健治・佐々木馨編『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』第二巻 清文堂、二〇〇八。
- (14) 昭和十年、秋田営林局作成「秋田藩材政に関する賀藤景林父子の旧記買上に関する書類」(平一九農水一〇六八九)
- (15) 林業発達史調査会編『日本林業発達史 上巻』林野庁、一九六〇。
- (16) 明治三十四年三月十三日、秋田大林区署作成「明治十九年以前古書類綴 植立及盗誤伐文書」(平一九農水一〇六一) など
- (17) 農林水産省百年史編纂委員会編『農林水産省百年史 中巻 大正・昭和戦前編』、農林水産省百年史刊行会、一九八〇。
- (18) 農林省編『日本林制史資料』(朝陽会、一九三〇) 緒言による。
- (19) 例えば、熊本営林局作成「(府内藩林政沿革資料調査関係書類綴)」(平一九農水二四四八五) など
- (20) 「日本林制史資料」作成のため収集された謄写資料等は、現在、東京大学図書館と財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所等に所蔵され、これを元にしたマイ

クロフィルムも公刊されている。なお、所収資料については目録が刊行されており、本稿ではその目録と照らし合わせている。目録の書誌情報は、徳川林政史研究所編『日本林制史調査資料 総目録』(雄松堂出版、一九七二)であり、森林管理局移管資料の中で該当する資料には、安政六年作成「田山館山見継山元帳(唐内坂村外四拾七ヶ村)」(平一九農水一五五六) など多数ある。

(21) 前掲、徳川林政史研究所編『日本林制史調査資料 総目録』序

(公文書専門員)